

## 志木市立学校設置条例の一部改正について（素案）

### 1 目的

---

小中一貫教育の効果をより発揮することができ、その基本形である義務教育学校を志木第二中学校区に設置するため、志木市立学校設置条例の一部改正を行います。

### 2 改正の内容

---

令和9年4月1日に、志木第二小学校及び志木第四小学校、志木第二中学校の3校を義務教育学校とするため、次のとおり改正します。

#### ・義務教育学校の設置規定（名称及び位置（所在））

条例中「小学校及び中学校」に、新たに「義務教育学校」を追加する。

志木第二小学校及び志木第四小学校、志木第二中学校を、志木の森学園に改める。

現行（令和8年度まで）			改正後（令和9年度から）	
名称	志木第二小学校	⇒	名称	志木の森学園
位置	志木市館1丁目2番1号			
名称	志木第四小学校		位置	志木市館1丁目3番1号
位置	志木市館1丁目4番1号			
名称	志木第二中学校			
位置	志木市館1丁目3番1号			

#### ・施行日

令和9年4月1日